

「市立保育所の民間移管」の概要

横浜市では、民間保育所の持つ柔軟性や効率性を活かして、保育の質を確保しながら、多様な保育ニーズに迅速かつ効率的に対応していくことを目的に、平成16年度から市立保育所の民間移管を進めてきました。

この間、平成26年9月に「市立保育所のあり方」に関する基本方針を示し、市立保育所のうち、54園を「ネットワーク事務局園」として指定し、それ以外の市立保育所については、今後、民間移管等の対象として検討することとしました。

そのため、平成27年2月に民間移管事業検証の結果を踏まえた今後の事業計画を策定するとともに、30年度以降の民間移管等対象園については、原則年4園ずつ移管を進めることとしました。

1 移管後の事業主体

1年以上の認可保育所等の運営実績のある社会福祉法人、公益財団法人、公益社団法人、学校法人に移管します。

2 移管後の保育内容（一部のサービスについては、既に実施している市立保育所もあります。）

《市立保育所と同じ》

- 利用料（保育料）
- 基本的な保育内容
- 障害児保育

+

民間法人に移管しても、児童福祉法に定める認可保育所であることに変わりはありません。

● 開所時間の延長

平日：7時～20時

※19時以降も利用する場合は「夕食」が提供されます。

土曜：7時～18時30分

※土曜日も給食が提供されます。

● 一時保育（利用児童以外の保護者が対象）

保護者の急な病気や冠婚葬祭等の時に利用できます。

● その他

利用者のニーズに応じて、きめ細かなサービスを実施します。

※「延長保育」「一時保育」は費用負担があります。

3 移管方法

- 土地 無償貸付
- 建物 資産評価額に応じて有償譲渡
- 移管先 認可保育所等の運営実績のある社会福祉法人、公益財団法人、公益社団法人、学校法人

4 法人選定

- 移管条件を提示し、市内・市外を問わず法人を募集します。
- 学識経験者、福祉関係者等からなる法人選考委員会で優れた法人を選考します。

裏面あり

5 引継ぎ・共同保育の実施

- 移管前の一定期間、法人の保育士と市の保育士が共同で保育にあたり、きめ細かな引継ぎ（引継ぎ・共同保育）を実施します。

6 三者協議会の設置

- 法人決定後、保護者・法人・横浜市からなる三者協議会を設置し、移管に伴う諸事項について協議し、合意形成を図ります。

7 スケジュール（参考：令和6年度移管）

令和3年9月末	保護者にお知らせ
令和3年10月～	保護者説明会等開催
令和4年6月	移管先法人の募集
令和4年11月	移管先法人の決定
令和5年4月 ～令和6年3月	引継ぎ・共同保育、三者協議会
令和6年4月	移管先法人による運営開始、三者協議会

<今後の移管等対象園>（園名は行政区順）

菊名（港北）※、公田（栄）※

※ 移管等対象園の2園については、これまでの手法による移管が困難なため、当面の間、令和8年度までは市立保育所として運営することとし、その間に様々な方向性について検討を行っていきます。

認可保育所とは？

⇒児童福祉法に基づいて定められた基準を満たし、市が認可した保育所です。

- 民間認可保育所も、市立保育所と利用料（保育料）は同じです。
- 建物や職員配置などの基準は児童福祉法に基づいて定められています。
- 民間保育所の保育の質の向上に、市として努めてまいります。
（指導監査の強化、監査結果の公表、第三者評価の実施等）
- 令和6年4月1日現在、横浜市内には認可保育所（認定こども園含む）が939園あり、その約94%が民間認可保育所となっています。

